

特別支援学級の通学区域に係る指定校変更基準の限定的緩和について

1. 現状と課題

第二小学校自閉症・情緒障害特別支援学級は、32人（4学級）、大山小学校自閉症・情緒障害特別支援学級は、24人（3学級）が現状、最大の受入人数であり、これを超えた受け入れは困難である。令和3年度から受入人数は年々増加傾向にあり、令和8年度は2校の受入人数を超過する可能性があるため、救済措置の検討が必要である。

また、令和8年度に第六小学校学校自閉症・情緒障害特別支援学級を開設することに伴い、すでに第二小学校特別支援学級及び大山小学校特別支援学級に在籍している児童のうち、令和8年度から第六小学校自閉症・情緒障害特別支援学級が指定校となる児童については、第六小学校自閉症・情緒障害特別支援学級への転校を望まない場合は、現在籍校特別支援学級で継続した指導・支援を受けられるよう配慮が必要である。

2. 指定校変更基準の限定的緩和

（1）設置校における学級数の上限を超えることによる待機児童対応策案

「立川市立学校特別支援学級及び通級指導学級の指定校変更の取扱いに関する要綱」（指定校変更要綱）に特例を定める要件を定め、第二小学校特別支援学級、大山小学校特別支援学級において、入級希望者が定員を超え、定員に達していない自閉症・情緒障害特別支援学級がある場合に限り、当該特別支援学級への指定校変更を認めることとしたい。

（2）現在籍校特別支援学級への継続在籍希望児童への対応案

「立川市立学校特別支援学級及び通級指導学級の指定校変更の取扱いに関する要綱」（指定校変更要綱）に特例を定める要件を定め、令和8年度から第六小学校特別支援学級が通学区域となる児童のうち、令和7年度に第二小学校特別支援学級及び大山小学校特別支援学級に在籍し、令和8年度以降も現在籍校の特別支援学級へ継続して在籍することを希望する児童の指定校変更を認めることとしたい。

立川市立学校特別支援学級及び通級指導学級の指定校変更の取扱いに関する要綱に定める、委員会が特に必要と認める要件

令和 7 年 10 月 23 日 教育長決定

立川市立学校特別支援学級及び通級指導学級の指定校変更の取り扱いに関する要綱（平成 30 年 4 月 1 日教育長決定）第 2 条ただし書きに定める、委員会が特に必要と認めるものとして下記の要件を定める。

記

1 設置校における学級数の上限を超えることによる待機児童対応

（1）必要と認める要件

第二小学校特別支援学級、大山小学校特別支援学級において、入級希望者が定員を超え、定員に達していない自閉症・情緒障害特別支援学級がある場合に限り、当該特別支援学級への指定校変更を認める

（2）対象

第二小学校特別支援学級、大山小学校特別支援学級の通学区域内に住所を有し、立川市就学支援等検討委員会で「自閉症・情緒障害特別支援学級への就学（転学）が適当」と意見が出された児童のうち、自閉症・情緒特別支援学級への就学もしくは転学を希望したが定員を超えたため入級待機となった児童

（3）期間

就学もしくは転学の期日を令和 8 年 4 月 1 日とするもの及び転入の期日を令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日とするもの

（4）その他

この要件は、その必要がなくなったと判断するまで、毎年度その適用期間について検討することとする

2 現在籍校特別支援学級への継続在籍希望児童への対応

第六小学校特別支援学級から第二小学校特別支援学級または大山小学校特別支援学級への指定校変更について、令和 8 年度から第六小学校特別支援学級が指定校となる児童のうち、令和 7 年度に第二小学校特別支援学級及び大山小学校特別支援学級に在籍し、令和 8 年度以降も現在籍校の特別支援学級へ継続して在籍することを希望する児童の指定校変更を認める